

(審理の終了)

第四十五条 公平委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。

一 請求者から第三十六条第一項に規定する反論書又は第三十八条に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。

二 請求者及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。

3 公平委員会は、前二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。

4 公平委員会は、第二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、人事院にその旨を報告するものとする。

第二節 証拠調べ

(証拠調べ)

第四十六条 公平委員会は、証人を尋問し、証拠資料を調査し、その他必要と認める証拠調べをすることができる。

(当事者の指名する証人の出席)

第四十七条 当事者は、公平委員会の承認を得て、その指名する者を証人として出席させることができる。

2 前項の承認を求める場合には、証人の氏名、住所及び官職又は職業並びに証言を求めようとする事項を記載した書面を提出しなければならない。

(当事者等による証拠資料の提出)

第四十八条 当事者その他その事案に関係を有する者は、証拠資料を公平委員会に提出することができる。

(証拠資料の却下)

第四十九条 公平委員会は、前条の規定による証拠資料の提出が故意又は重大な過失により時機に遅れてなされ、当該証拠資料の調査により審理の進行が著しく遅延すると認める場合は、これを却下することができる。

(証拠調べの申立て)

第五十条 当事者は、公平委員会に対し、公平委員会が証人を呼び出して尋問し、又は証拠資料を提出させて調査することを申し立てることができる。

2 前項の証拠調べの申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 証人の氏名及び官職若しくは職業又は証拠資料の表示

二 証人の住所又は証拠資料の所在

三 証明しようとする事項

（証拠調べの申立ての却下）

第五十一条 公平委員会は、証拠調べの申立てが前条第二項に定める方式によらない場合、その証拠調べを不必要と認める場合又は申立てが故意若しくは重大な過失により時機に遅れてなされ、その証拠調べにより審理の進行が著しく遅延すると認める場合は、これを却下することができる。

（証人の呼出し）

第五十二条 公平委員会は、呼出状によつて証人を呼び出すことができる。

2 呼出状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 証人の氏名、住所及び官職又は職業
- 二 出席すべき日時及び場所
- 三 証言を求めようとする事項
- 四 正当な理由がなくて出席しなかつた場合の法律上の制裁

（証拠資料の提出要求）

第五十三条 公平委員会は、証拠資料を所持する者に、日時及び場所を指定してそれらの証拠資料の提出を求めることができる。この場合には、その者に対し、正当な理由がなくて証拠資料を提出しなかつた場合又は虚偽のものを提出した場合の法律上の制裁を通知しなければならない。

2 公平委員会は、提出された証拠資料を留め置くことができる。

（証人の宣誓）

第五十四条 公平委員長は、証人を尋問する場合には、あらかじめ宣誓を行わせ、虚偽の証言を行つた場合の法律上の制裁を告げなければならない。

- 2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行うものとする。
- 3 宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨が記載されていなければならない。

（当事者による証人尋問）

第五十五条 当事者は、公平委員長の許可を得て、証人を尋問することができる。この場合において、当事者の一方が申請した証人については、その当事者が先に尋問するものとする。

- 2 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者による尋問の途中においても、自ら当該尋問に係る事項及び関連する事項について尋問することができる。
- 3 公平委員長は、既にした尋問と重複する尋問、証人を侮辱し、又は困惑させる尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかつた事実についての尋問、誘導尋問等であつて、相当でないと認めるものについては、これを制限することができる。

（証人の遮へいの措置）

第五十六条 公平委員長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧